

押印を求めると手続の見直し等のための農林水産省関係政令の一部を改正する政令案新旧対照条文目次

(新旧対照条文一覧)

○ 漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号) (抄) (第一条関係)	1
○ 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令(平成九年政令第八号) (抄) (第二条関係)	3
○ 独立行政法人水資源機構法施行令(平成十五年政令第三百二十九号) (抄) (第三条関係)	5

改正案	現行
<p>（義務付保の同意についての手続）</p> <p>第五条（略）</p> <p>4 発起人は、第一項の書面による通知（第二項の指定漁船調書の添付を含む。）に代えて、農林水産省令で定めるところにより、第一項の組合の承諾を得て、電磁的方法（法第二十九条第二項に規定する電磁的方法をいう。次条第二項及び第四項において同じ。）により通知することができる。</p>	<p>（義務付保の同意についての手続）</p> <p>第五条 法第十二条第一項の規定による同意を求めるには、発起人は、あらかじめ、書面により、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出るとともに、当該加入区の区域をその区域に含む組合に通知しなければならぬ。</p> <p>一 発起人の住所及び氏名</p> <p>二 加入区</p> <p>三 漁業協同組合に対し法第十三条第一項の申出をするときは、その旨</p> <p>2 前項の書面には、農林水産省令で定めるところにより、指定漁船に該当すると認められる漁船名、その所有者名その他の事項を記載した指定漁船調書を添付しなければならない。</p> <p>3 都道府県知事は、第一項の規定による届出を受けたときは、その旨を公示するとともに、公示の日から起算して十五日間、前項の規定によつて添付された指定漁船調書を縦覧に供しなければならない。</p> <p>（新設）</p>

第六条 発起人は、次に掲げる事項を記載した書面（その作成に代えて電磁的記録（法第三十九条第四項に規定する電磁的記録をいう。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を漁船所有者に法第百十二条第一項の同意を求めなければならない。この場合において、第二号の事項の記載は、指定漁船調書に従つてしなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 指定漁船に該当すると認められる漁船名及びその所有者名

2 前項の同意は、書面又は電磁的方法により行わなければならない。

3 （略）

4 電磁的方法（農林水産省令で定める方法を除く。）により得られた第一項の同意は、発起人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該発起人に到達したものとみなす。

5 （略）

第六条 発起人は、次に掲げる事項を記載した書面を作成し、他の指定漁船所有者に法第百十二条第一項の同意を求めなければならない。この場合において、第二号の事項の記載は、指定漁船調書に従つてしなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 指定漁船に該当すると認められる漁船名及びその所有者名

2 前項の同意は、同項の書面への記名押印によつてしなければならない。

3 第一項の同意は、前条第一項の規定による都道府県知事への届出後六月以内でなければ、することができない。

（新設）

4 第一項の書面の様式は、農林水産大臣が定める。

改正案	現行
<p>（総代以外の会員に対する通知）</p> <p>第二条 農林中央金庫が法第九条第二項の決議を総代会において行う場合には、その総代会の日の二週間前までに、総代以外の会員に対して、総代会の日時、会議の目的たる事項及び合併契約の要領を通知しなければならぬ。</p> <p>2 （略）</p> <p>（事業譲渡契約において定めるべき事項）</p> <p>第八条 （略）</p> <p>2 前項の規定は、法第二十六条第一項の一部事業譲渡契約について準</p>	<p>（総代以外の会員に対する通知）</p> <p>第二条 農林中央金庫が法第九条第二項の決議を総代会において行う場合には、その総代会の日の二週間前までに、総代以外の会員に対して、総代会の日時、会議の目的たる事項及び合併契約の要領を記載した通知書を発しなければならぬ。</p> <p>2 前項の規定は、農林中央金庫が法第二十五条第二項及び第二十六条第二項の決議を総代会において行う場合について準用する。</p> <p>（事業譲渡契約において定めるべき事項）</p> <p>第八条 法第二十五条第一項の全部事業譲渡契約には、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>一 全部事業譲渡に係る財産の内容</p> <p>二 全部事業譲渡の対価及びその支払方法</p> <p>三 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等の法第二十五条第一項の總會（同条第二項において準用する法第九条第三項の総代会を含む。）の日（法第二十六条の二第一項の規定により總會の承認を受けないで特定農水産業協同組合等から信用事業の全部の譲受けを行う農林中央金庫にあつては、同項の経営管理委員会の承認の決議の日）</p> <p>四 全部事業譲渡を行う時期</p> <p>2 前項の規定は、法第二十六条第一項の一部事業譲渡契約書を作成す</p>

用する。この場合において、前項第三号中「第二十五条第一項」とあるのは「第二十六条第一項」と、「第九条第三項」とあるのは「第四条第四項」と読み替えるものとする。

る場合について準用する。この場合において、前項第三号中「第二十五条第一項」とあるのは「第二十六条第一項」と、「第九条第三項」とあるのは「第四条第四項」と読み替えるものとする。

改正案	現行
<p>（事業実施計画に関する意見の聴取及び同意の方式）</p> <p>第三条 法第十三条第三項の規定による意見の聴取及び同意は、書面により行わなければならないものとし、土地改良区にあつては、その同意の書面には、同条第四項の規定による総会又は総代会の議決があつたことを証する書面及び同項の規定による同意を得たことを証する書面が添付されていなければならないものとする。</p> <p>第四条 法第十三条第四項の規定による同意は、書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、厚生労働省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定めるものをいう。）により行わなければならないものとする。</p>	<p>（事業実施計画に関する意見の聴取及び同意の方式）</p> <p>第三条 法第十三条第三項の規定による意見の聴取及び同意は、書面により行わなければならないものとし、土地改良区にあつては、その同意の書面には、同条第四項の規定による総会又は総代会の議決があつたことを証する書面及び次条の同意署名簿が添付されていなければならないものとする。</p> <p>第四条 土地改良区は、その組合員のうち法第十三条第三項の流水をかんがいの用に供しようとする者の総数を記載した同意署名簿に、同意しようとする者の署名（記名を含む。）及び押印を得ることによつて、同条第四項に規定する同意を得るものとする。</p>